

# 知財の困った! にお答えします (全12回)

～東京都知的財産総合センターの相談現場から～

## 『第10回 営業秘密』 ～技術情報・営業情報の意図しない流出を防ぐには～

### 【相談内容】

当社(X社)に長く勤務し新技術新工法の開発にも取り組んできたAさんが、ある日突然退職を申し出てきました。ライバル会社(Y社)の引き抜きによる転職が背景にあるようですが、会社の技術情報や営業情報を守るためにはどうしたらいいでしょうか。

### 【お答え】

会社の技術上・営業上の情報は、大切な知的財産の一つですが、これは「営業秘密」として不正競争防止法による保護を受けることができます。

保護を受けるためには、情報が秘密として管理されている(秘密管理性)、情報が有用なものである(有用性)、情報が公然と知られていない(非公知性)の3つの要件全てを満たしている必要があります。

特に秘密管理性については、過去の判例からも、情報にアクセスできる人が特定(限定)されていること、及びアクセスした人が秘密情報であると認識できることが判断の基準となっています。そのため、情報自体の物理的管理、技術的管理、情報を扱う人の管理、そして会社としての組織的な管理が必要ですが、これらを満たすにはかなりコストが掛かります。

また、会社としては、就業規則に退職後の秘密保持義務や競業避止義務を規定しておくべきです。更には、退職時にAさんから秘密保持誓約書を提出してもらいましょう。この誓約書に、退職後の秘密保持の誓約、資料情報の返還、秘密情報の確認と会社への帰属、できれば違約金についても規定することで情報漏洩の抑止力となりえます。

もし、Aさんが秘密保持義務に反してX社の秘密情報をY社の従業員に開示したり、Y社の従業員がそれを不正使用した場合はどうなるのでしょうか。法律上は、Aさん・Y社・Y社の従業員に対して不正競争防止法による損害賠償請求や差止請求を求めたり、また告発して刑事罰を問うことができる場合もあります。しかし現実には、その情報が漏洩したものであること、漏洩のルート等の主張・立証を、X社がしなければならず、極めて難しいといわれています。

X社としては過大なコスト負担を避けつつ経営上のリスクを回避するためにも、Aさんと十分に話し合い、円満な退職となるよう努めることが肝要であるといえます。

なお、営業秘密に係わる具体的なご相談は、下記窓口へご連絡ください。

担当 知的財産 アドバイザー  
福永 伸朋



- 資料情報の返還
- 秘密情報の確認
- 秘密保持誓約書の提出

知財のよろず相談を専門家集団(相談員・弁理士・弁護士)がサポート!

中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談は東京都知的財産総合センターまで。

問い合わせ先

無料・予約制 TEL03-3832-3656

公社トップページ → メニュー一覧 知的財産 → 東京都知的財産総合センター